

# 燃料サーチャージ制導入に関する荷主団体等への協力要請状況

国土交通審議官、自動車交通局長、地方運輸局長はじめ、国土交通省幹部が経済・荷主団体等に対して、  
国土交通大臣から各団体の長宛ての文書により協力要請を実施。

(日本経団連、日本商工会議所、中央の荷主団体65、地方の荷主団体93)

## 頂いた主なご意見

- 当業界は物流がなくては成り立たない分野なので協力する。他の輸送機関でサーチャージを導入しているところもあり、トラックにおけるサーチャージ制の導入についても、手法も含め、会員に理解を求めている。
- トラック事業は零細事業者が多いことから、国が積極的に関与することに意味がある。我々もオイルショックの際、行政指導で類似の価格転嫁策を採用したこともあり、サーチャージ制についての理解はある。
- 当業界では高い輸送品質が求められており、一定のコスト負担が必要であることは会員各社も理解。
- 当業界においても、物価スライド制の導入を要望しており、トラックのこうした取り組みと連携していきたい。
- トラック運送業の窮状は理解したが、当業界も原油価格の高騰のほか、他の原材料価格等の値上げにより大変厳しい経営状況である。
- こうした契約は民民の個々の取引に委ねられるべきとの意見も予想されることから、慎重に対応したい。
- 趣旨は理解したが、実際の導入となると問題が多い。40以上の協力会社との間でそれぞれ個別に契約を改定することとなると、事務経費だけでも膨大。